

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の

申請受付は 12 月 1 日まで

安平町では、12月1日までの受付となっています。該当される方で申請手続きが終わっていない方は、早めの申請をお願いします。

対象と思われる方には、8月下旬に申請書を郵送していますので、必要事項を記入のうえ、住民生活課（早来庁舎）または健康福祉課（追分庁舎）へ提出してください。

代理による手続きも可能です。申請書がお手元に届いていない方で、該当すると思われる方は上記へ申請してください。

【申請に必要なもの】保険証または免許証の写し、振込先通帳の写し、（お持ちいただければ役場でコピーします。）、印鑑（認印可）

※郵送で提出される方は、申請書のほか上記書類の写し（保険証や免許証など）を同封してください。（申請受付終了日（12月1日(月)）の消印有効）

臨時福祉給付金について

給付対象者：平成26年1月1日時点で、安平町に住民登録があり、平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方（ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護受給者の方は対象外です。）

給付額：給付対象者1人につき10,000円 ※下記に該当する方は5,000円加算

- ◎高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
- ◎児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者

支給時期：申請受付日から審査と口座振込事務を経て、1か月以内を予定しています。

子育て世帯臨時特例給付金について

給付対象者：右の2つの条件を満たす方

給付額：給付対象児童1人につき
10,000円

- ①平成26年1月分の児童手当を受給
 - ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
- ※ただし臨時福祉給付金の対象児童、生活保護受給者の児童は対象外

支給時期：申請受付日から審査と口座振込事務を経て、1か月以内を予定しています。

☆安平町単独福祉事業

子育て世帯臨時特例給付金のほか、安平町では給付金対象児童1人につき5,000円分の安平町商品券を配付します。

【ご注意】 受け取ることができるのは、どちらか1つの1回の給付金です。

申請時期や支給時期は、市町村によって異なります。

この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

◆安平町や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◆安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。

給付金に関する問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎2411